

黒瀬町 平賀家文書展

1999年10月25日(月)～12月22日(水)



安芸国賀茂郡上保田村(現賀茂郡黒瀬町)に旧くから居住する平賀家は、居村の庄屋や割庄屋などを勤め、それに関わる多くの文書を今に伝えている。

現在は県立文書館に寄託されているこの平賀家文書は、かつて部分的な整理が行われて、その一部が『広島県史』に利用されたことはあった。しかし、本格的な全点整理が始められたのは近年のことである。

未だ整理は完了していないが、今回の展示では、平賀家文書の特徴づけるいくつかの村方文書を紹介することにした。

江戸時代の後半から幕末にかけて平賀氏が就いた役職は、居村上保田村の庄屋をはじめとして、隣村市飯田村の庄屋、また、居村とは離れているが、上西条組と下西条組の割庄屋などである。

平賀家文書には、このような役職に伴って作成された割庄屋文書、庄屋文書が多く残されている。これらの史料によって、江戸時代の村役人がどのような仕事をしていたのかを具体的に知ることができる。

一 割庄屋の御用留

御用留とは、村役人（割庄屋・庄屋）が必要に応じて触書などの文書を写し書き留めた帳面のことである。御用留という名称以外にも様々な表題のものがある。

割庄屋は、他藩でいう大庄屋に相当するもので、一郡に複数名置かれた。郡内の有力者から任命され、いくつかの村から構成される組を管掌した。その職務は法令の伝達をはじめ、藩の郡支配に関わる様々な事柄に及んでいる。

割庄屋が作成した御用留として平賀家文書に残されているのは、賀茂郡上西条組と下西条組の御用留である。いずれも幕末のもので、平賀礼三郎が割庄屋を勤めたことよって伝来した史料である。

記載されている内容は、賀茂郡役所からの下達文書（触書類）の写しで、割庄屋からの上申文書の控は含まれない。

付けられた名称は、概ね「御紙面写帖」に統一されている。形態も、残存しているものはすべて半紙判豎冊である。

中の記述を見ると、触書類の写しのあとに、いつ誰から受け取り

誰へ順達したかが書かれており、触書が割庄屋たちの間を回覧されている様子を窺うことができる。



上西条組の御用留

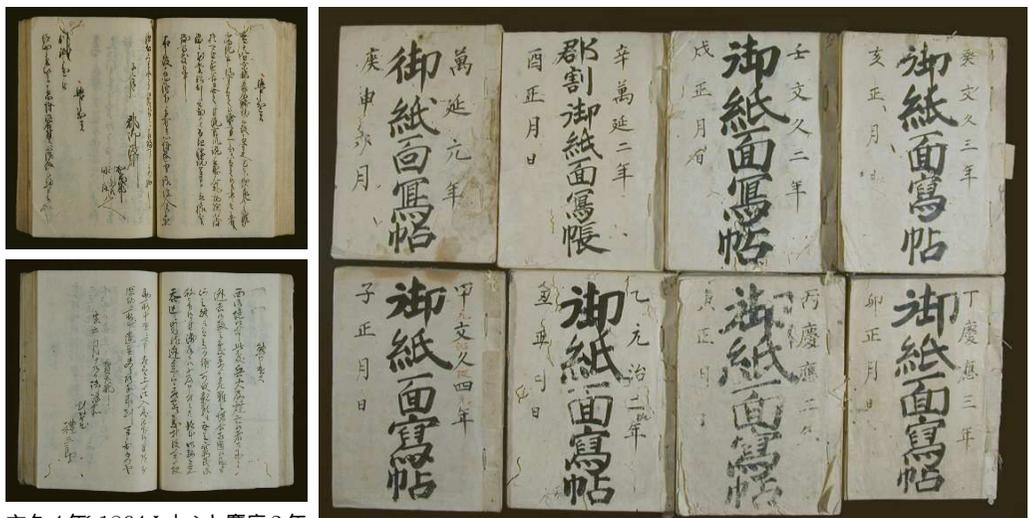
上西条組は、今のJR西条駅を中心としたあたりの13ヶ村で構成された組である。

上西条組割庄屋の御用留は、平賀礼三郎とその前任者の小源次が割庄屋在役中であった文久3年(1863)から明治2年(1869)までの8冊のみが残存している。

御用留は、職務を遂行する上で重要なものなので、割庄屋が交替すると新任者に引き継がれるべきもののように思われる。しかし、実際は小源次が前任者から御用留を引き継いだ形跡はなく、また、平賀礼三郎から後任者に引き渡されることもなかった。御用留の引き渡しが行われたのは、小源次と平賀礼三郎の間のみである。

上西条組の御用留が残されている時期は、ちょうど明治維新を挟んでいる。当然のことながら、幕府倒壊後は、朝廷からの命令を伝達した触書が増えている。「大政奉還」「五箇条の誓文」「神仏分離」など、明治維新期のよく知られた事項が書き留められている。

慶応2年(1866)の御用留の一部



文久4年(1864)上と慶応2年(1866)下の御用留の一部

下西条組の御用留

下西条組は、西城盆地の南部から一部広島市安芸区にまでわたる11ヶ村から成っている。

下西条組割庄屋の御用留は、平賀礼三郎が在役中であつた万延元年(1860)から慶応3年(1867)までの9冊が残存している。

残存状況から判断すると、平賀礼三郎は割庄屋就任に際し、前任者から1冊も御用留を引き継がず、またその役を免除されたあと、後任者に1冊も引き渡さなかつたことになる。

残存する下西条組の御用留が作成された年代は、幕末の政情が不安定な時期にあたる。書き留められている触書にも「時勢柄」などの言葉が頻出し、元治元年(1864)の禁門の変から長州戦争に至る一連の政治的事件は、触書にも深く影を落としている。

特に広島藩は、長州戦争に際し幕府軍の拠点となり、藩域の一部が戦場にもなつたため、これに関わつて出された触書も多い。

賀茂郡上西条組割庄屋表

年代	西暦	任免	名前
安永3・正	一七七四	真右衛門	真右衛門
寛政元・12	一七八九	佐太郎	佐太郎
寛政8・7	一七九六	佐太郎	佐太郎
文化12・極	一八五	佐助のち保右衛門	佐助のち保右衛門
文政2・正	一八九	保右衛門	保右衛門
文政2・9	一八九	弥平太のち六郎右衛門	弥平太のち六郎右衛門
天保6・正	一八三五	六郎右衛門	六郎右衛門
天保8・9	一八三七	亮左衛門	亮左衛門
天保8・9	一八三七	亮左衛門	亮左衛門
天保8・9	一八三七	直之助のち直左衛門	直之助のち直左衛門
嘉永3・11	一八五〇	直左衛門	直左衛門
嘉永3・12	一八五〇	兵之助	兵之助
文久元・11・2	一八六一	兵之助	兵之助
文久2・2	一八六一	健左衛門	健左衛門
文久2・6	一八六一	小源次	小源次
慶応元・8	一八六五	小源次	小源次
慶応2・正	一八六六	健左衛門	健左衛門
慶応2・3・27	一八六六	礼三郎	礼三郎
明治2・6	一八九	礼三郎	礼三郎

・ 任免欄のはその時点での在役が確認できることを意味する。
 ・ 賀茂郡七組は明治二年正月に上中下の三組に改組される。

賀茂郡下西条組割庄屋表

年代	西暦	任免	名前
文政6・8	一八二三	仰付	亮左衛門
文政10	一八二七		多賀谷千兵衛
天保12	一八四一		脇八十八
嘉永3・12	一八五〇	仰付	竹内亮左衛門
嘉永5・7	一八五二		情平
嘉永7・11	一八五四	仰付	毎太郎
安政3・正	一八五六	仰付	吾一郎
万延元・6	一八六〇	仰付	礼三郎
慶応3・12・晦	一八六七	仰付	竹内儀右衛門

二 庄屋の御用留

庄屋は領主支配の末端として村を管理運営する村役人である。割庄屋から伝達された藩の法令や通達を村民に周知させ遵守させることは、その重要な職務であった。そのために、庄屋もまた割庄屋と同様に、触書類の写しを書き留めた御用留を作成している。

平賀氏が勤めたのは上保田村とその隣村の市飯田村の庄屋役である。上保田村は平賀氏の居村で、庄屋役も長期にわたって勤めているが、御用留はほとんど失われている。一方、市飯田村の御用留は、寛政年間以降断続的にはあるが、一四ヶ年分が今に伝来している。

上保田村のものが失われたのは、おそらく偶然であり、御用留は庄屋が交替すると引き継がれてゆくものであったと思われる。



市飯田村庄屋の御用留

平賀家文書に見える庄屋の御用留は、割庄屋のものとは異なり、すべて横長帳の形をしている。表題は「御觸状扣帳」などと付けられており、典型的な御用留のように見える。しかし、記載内容は一般的に言われる御用留と少し異なっている。特に古いものでは触書類の写しはごく少なく、職務日誌的な覚書が中心を占めており、藩の「御用」を勤めたことに関する記録という、文字どおり御用を書き留めた性格の史料である。ただし、新しいものでは触書類が多く書き留められるようになっている。

文政八年（一八二五）の御觸状扣帳の一部（左）

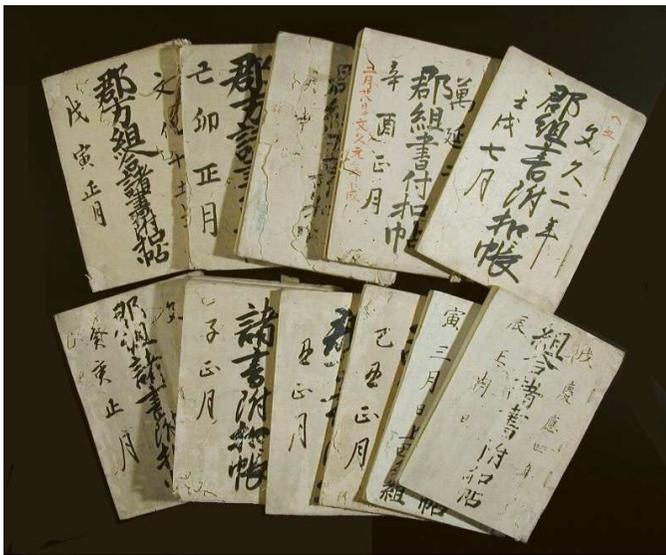
三 諸書付控しよかきつけひかえ

諸書付控とは、村役人が上申文書の控を書き留めた帳面である。御用留と同じく村役人の職務遂行の参考とするために作成された。

「諸書付控」というのは総称として仮に付けた名前であり、実際の名称が一定しないのも御用留と同じである。

場合によっては、御用留の中に下達文書の写と一緒に上申文書の控が書き留められていることもあり、諸書付控は独立した史料として作成されないこともある。

平賀家文書に残存するものは、一部を除いて御用留とは別個に作成されている。御用留と同じく、割庄屋として作成したものと庄屋として作成したものが残されている。内容は、毎年繰り返されるルーチンワークに関わるものが多いが、中にはその時々々の社会情勢や経済情勢を伝える文書が含まれることもある。



上西条組の諸書付控

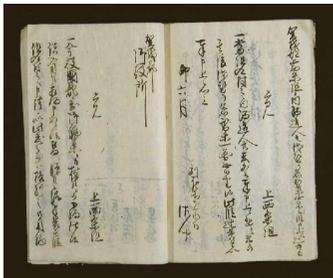
上西条組割庄屋の諸書付控は11冊が現存しており、最も古いのは文化15年(1818)、最も新しいのは慶応4年(1868)のものである。およそ半世紀にわたる期間であるが、かなりとびとびの残り方をしている。

割庄屋役を勤めた人別に見ると、保右衛門(佐助)と兵之助が各2冊、小源次が5冊、平賀礼三郎が2冊となっており、それ以外は残存していない。

このうち保右衛門と兵之助の各2冊は、いずれもこの2名が割庄屋に在役していた期間の最後の2ヶ年のものである。小源次在役中のものは毎年の分が残存しているが、後任の有田健左衛門に引き継がれたのは最後の1年分のみで、それ以外はその後に割庄屋になった平賀礼三郎に小源次の死後直接引き渡されている。

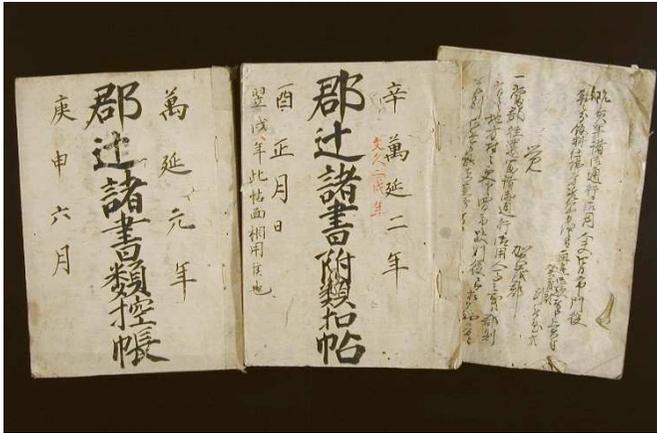
新旧の割庄屋どうして諸書付控がどのように引き継がれるかは、十分に明らかでないが、右のような事情から考えると、交替に際しては最新のもののみが引き継がれていたようである。

文政2年(1819)の諸書付控の一部(右・下)



慶応4年(1868)の諸書付控の一部(右)

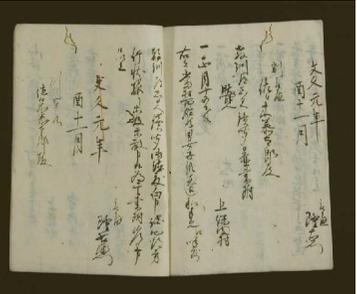
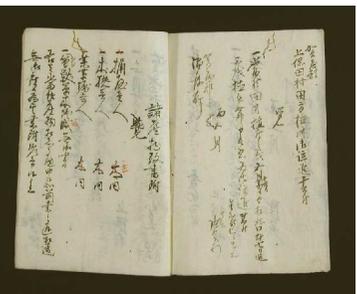




下西条組の諸書付控 (左)

下西条組割庄屋の諸書付控は、万延元年 1860 から元治元年 1864 に至る 5 年間に 3 冊(4 ケ年分)のみが残存している。これは平賀礼三郎の在役中のもので、他の割庄屋が作成したものは伝存しない。なお、このうち 1 冊は一部が失われて不完全な形をしている。

残存点数が少なく、文書引継目録もないので、どのような引き継がれ方をしたのかは不明である。礼三郎在役期間のうち慶応年間のものが残されていないが、これは失われたのか、最新のものとして後任の竹内氏へ引き渡したのか明らかでない。



万延 2 年 1861 年の上保田村諸書付控の一部

年(一八五七)から万延二年(一八六〇)までの五ヶ年分である。隆右衛門の父礼三郎や要兵衛が庄屋だったときのものは残存しておらず、失われたものと思われる。また、それ以前の幾次郎のときのものは、川角村の分と合帖されていたために要兵衛には引き渡されず、結果として平賀家には伝来していない。天保四年(一八三三)に要兵衛が作成した上保田村の文書目録によれば、この幾次郎の諸書付控は三七ヶ年分あり、その当時川角村の庄屋だった貞助の手に預けられていると記されている。

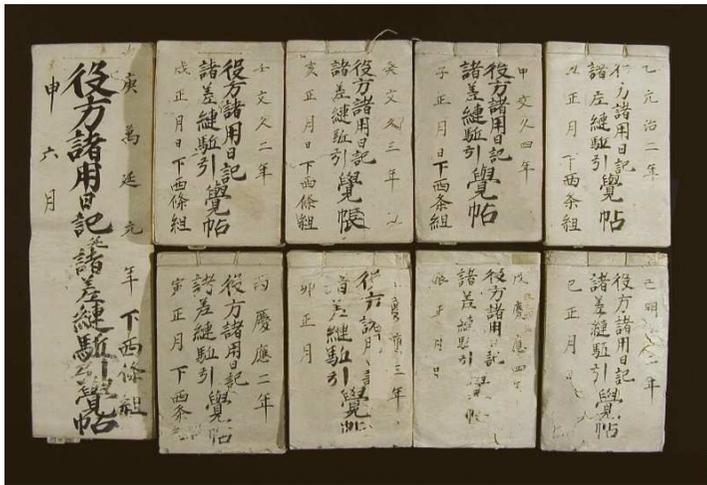
書き留められた文書は、庄屋隆右衛門が単独で出したものが大半であるが、中には市飯田村庄屋の礼三郎と連名で二ヶ村分の書付にしているものもある。内容は毎年似たものが多く、割庄屋に比べると差し出す文書の数は少ない。

上保田村庄屋の諸書付控
平賀氏は居村上保田村と隣村市飯田村の庄屋役を勤めている。このうち残存している諸書付控は隆右衛門が上保田村庄屋に在役していた間のもののみである。年代は安政四

四 役用記録

役用記録は、村役人が書き記した職務日誌である。割庄屋・庄屋ともにこのような記録を作成したことは充分考えられる。しかし、庄屋としての役用記録は平賀家文書に残存せず、割庄屋の記録のみが残されている。また、割庄屋が交替しても引き継がれないものだったらしく、平賀礼三郎が割庄屋を勤めた期間（万延元年（一八六〇）～明治二年（一八六九）のもののみが今に伝来している。

礼三郎が割庄屋として受け持っていたのは、はじめ下西条組で、途中から約二年間、上西条組を兼任し、そのあと下西条組の担当を免ぜられ上西条組のみを受け持った。のち明治になって賀茂郡の組合が改変されると中組を担当した。役用記録もこの経歴にあわせて作成されており、上下両西条組を受け持っていたときには一冊の帳面に両方の組のことを記録している。なお、「役用記録」という名称は仮に付したもので、史料の実物には「役方諸用日記・諸差纏駈引覚帖」という表題が付いている。



役方諸用日記・諸差纏駈引覚帖

役用記録は一年に一冊ずつ作成されており、内容は役向の諸記録と、差纏(訴訟)の処理についての記録とに分かれている。役向の記録には、受け取った文書の控や文書の受け送りなどが細かく書かれており、割庄屋の日常的な仕事振りを具体的に知ることができる。



文久2年(1862)の役用記録の内容記載(左)

五 郡方集談頭書

郡方集談頭書とは、郡内の割庄屋たちが郡用場(郡役所)に集まって会合(集談)を行った結果を書き留めたものである。郡用場は郡用所とも言われ、割庄屋が郡全体にかかわる仕事をするために設けられた執務場所である。

会合は、定例的なものが年三回ほど開かれており、一回につき十日余りを費やしている。このほかにも臨時の会合が時折開かれていたようである。

会合で割庄屋たちが申し合わせをした事柄は、郡内の村々を治める上で必要なこと万般に及んでいる。「御紙面写帳」「諸書付控」「役用記録」と併せ見ることで、割庄屋がどのような情報をやり取りしながら日常的な職務を行っていたのかを、詳しく知ることができる。

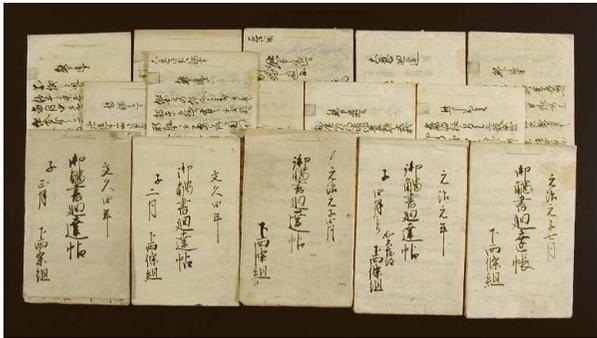


文久4年(1864)の集談頭書の内容記載(左)

郡方集談頭書

平賀家文書には、万延元年(1860)から明治元年(1868)に至る4冊の郡方集談頭書が残存している。この期間は、礼三郎の割庄屋在役期間とほぼ一致するが、礼三郎の残したものは4冊のうち3冊で、残りの1冊は礼三郎以前に上西条組割庄屋だった小源次の作成したものである。

なお、郡方集談頭書は1年1冊ではなく、4年分で1冊とされている。



触書廻達帳

触書廻達帳は1年に何冊も作られている。割庄屋の礼三郎は、郡役所から触書が通達されると、新しく廻達帳を作成するか、または以前に使用したものの余白を利用するかして回覧を行っていた。

なお、一度の回覧で数通の触書が伝達されるのが普通だったようである。

触書の冒頭のところに捺されている割印は下西条組の組合印である(右下参照)。この割印の片割れは、御用留に書かれた同じ触書部分に捺されている。



元治元年 1864 の触書廻達帳の一部

六 触書廻達帳

触書廻達帳は、割庄屋が管下の諸村に藩の法令などを通達する際に使用した文書である。この通達は回覧という方法で行われたので、宛先として割庄屋が受け持つ各村が列挙されている。

平賀家文書に残る触書廻達帳は、すべて礼三郎が下西条組割庄屋だったときに作成したもので、文久三年(一八六三)から翌元治

元年(一八六四)にかけての一五冊が伝存している。廻達の宛先として書かれた各村名には、それぞれ印が捺してある。これは、この廻達を見たという印に各村の村役人が捺したものである。中には、何日の何刻に廻達を受け送りしたかを書き込んでいる村もある。このようにして順送りして各村に回覧されたあと、再び廻達帳は割庄屋のもとに戻された。

七 法令集・地方書^{じかたしよ}

割庄屋や庄屋などの村役人は、御用留を毎年作成し、触書類を書き写していたが、それとは別に、職務の参考にするため、法令集や実務の手引書などを作成することがあった。また、郡役所の下級役人を長く勤めた者の中にも、郡支配に関わる法令や実例、およびその知識と経験をまとめて、いわゆる「地方書」を著す者もいた。この地方書は村役人などの手によってしばしば写本が作成されている。平賀家文書にもこれらに相当するものがいくつか見いだせる。

平賀氏が作った法令集としては「**役方要用御触書抜**」がある。これは二編から五編まで残されており、年代は文政八年（一八二五）から明治五年（一八七二）に及ぶ。一編に文政八年以前の法令が含まれていたと推察されるがこれは残存しない。地方書の写本として平賀家文書に残されているのは、「吹寄青枯集」と、「安芸風土記」である。いずれも平賀家以外にも写本の存在が確認できるもので、村役人層に広く普及していたと思われる地方書・法制書である。



役方要用御触書抜

大体年代順に触書を記載しているが、目次が付けられ、また筆跡に強い統一感があり、御用留のように日を追って書き継いだものではないことが知られる。なお、この筆跡は平賀礼三郎のものと思われる。



安芸風土記

広島藩の郡方支配に関わる法制資料を編纂したもの。文政初年頃の成立。平賀家文書以外にもいくつか写本の存在が確認できる。

吹寄青枯集

郡奉行支配下の下級役人であった「蝙蝠軒」が寛政2年（1790）に著した地方書。享保から寛政にかけての広島藩の郡支配に関する資料を集成している。



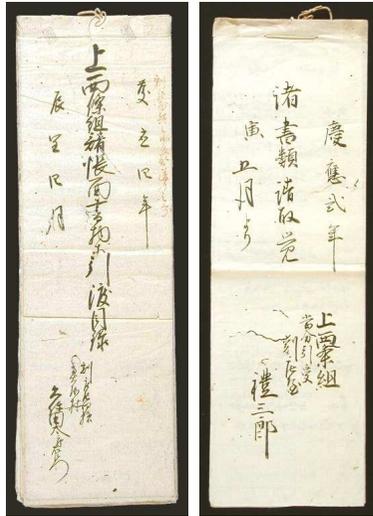
八 文書引継目録

村方文書の中には、文書を一つ一つ書き上げた目録が残存していることがある。その代表的なものは文書引継目録である。村役人の交替時に前任者から後任者に引き継がれた文書が目録化されたものである。

このような文書引継によって知られるのは、庄屋文書が一種の「公有物」として、庄屋個人ではなく

庄屋役に付随するものであるという考えが存在していたことである。この考えは全国的に見られるもので、広島藩でも江戸時代の後半に、藩の指示で文書の管理と引継の規程が次第に整備されている。文書目録は、個々の文書の来歴を明らかにし、その文書群の成り立ち方を理解するうえで重要な史料である。

平賀家文書には、平賀礼三郎が上西条組の割庄屋に就任したときの文書引継目録が残されている。この目録によって、礼三郎以前の割庄屋の文書引継のあり方や、文書に対する現用・非現用の区別という観念が存在したことを知ることができる。



上西条組諸帳面等引渡目録

諸書類受取覚



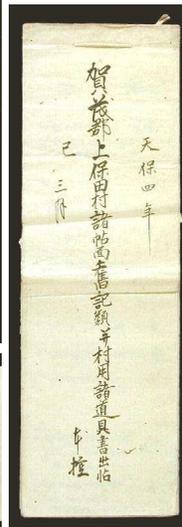
上西条組諸帳面等引渡目録の内容

上保田村諸帳面書出帳(右・下)
上西条組村々諸帳面書出帳(左)

天保4年(1833),藩の指示にもとづいて各村で文書目録が作成された。この指示は、文化年間以来、次第に整備されてきた村方文書の管理引継規程の一環として出されたものである。

以後、庄屋交替の際には、ここで作成した目録にもとづいて文書の引渡を行うよう定められている。

平賀家文書には、平賀氏の居村である上保田村のものと、上西条組諸村のものがあり、後者は平賀礼三郎が割庄屋役に就いた際に引き継いだものである。



九 役人帳

平賀家文書には、賀茂郡内の村役人の役歴を書き上げた史料がいくつか残されている。典型的なのは「賀茂郡村々役人役格書抜帖」と題されたもので、厚い横長帳の形をしている。

平賀家文書に含まれるのは、安政四年（一八五七）と元治二年（一八六五）のもの二冊である。前者は、平賀礼三郎が上西条組の割庄屋役

に就いたあと前々任者から引き継いだもので、また後者の裏表紙には「下西條組分」と書き込まれており、これらの役人帳が割庄屋の職に付随するものとして所持されていたことが明らかである。

賀茂郡内の村方文書には、平賀家文書以外にもこのような役人帳がいくつか確認でき、これらによって幕末から明治初期にかけての賀茂郡内の村役人の公職履歴を明らかにすることができる。



賀茂郡村々役人役格書抜帖
表紙の見返しに、これは平賀礼三郎が自分用に作成したもので 組合用は前任の割庄屋から受け取ったものが別にあると書かれている。

安政4年 1857 時点で調べた結果が、役職別・人別に記録されているが、その後の異動も朱筆で書き込まれている。



賀茂郡村々役人役格等被仰附年月書抜帖

裏表紙に「下西條組分」とあつて、割庄屋の職務によって作成され所持されたものであることが知られる。しかし、この当天下西条組割庄屋だった平賀礼三郎はなぜか後任の割庄屋にこれを引き渡さず、結果としてこの史料はそのまま平賀家に伝来することになった。

冒頭に作成規則（凡例）が書かれており、かなり組織だつて作成されたものであることを伺わせる。



展示史料目録

御紙面写帖(上西条組)文久3年正月
ほか明治2年正月まで8冊

御紙面写帖(下西条組)万延元年6月
ほか慶応3年正月まで9冊

御触状写帖 市飯田村用所 寛政3年正月
ほか天保9年まで13冊

郡方組合諸書附扣帖(上西条組)文化15年正月
ほか慶応4年正月まで10冊

郡辻諸書類控帳(下西条組)万延元年6月
ほか元治元年まで2冊

年中諸書付控 賀茂郡上保田村 安政4年
ほか万延2年正月まで4冊

役方諸用日記并諸差縛駈引覚帖 下西条組
万延元年6月
ほか明治2年正月まで8冊

郡方諸取計同役集談頭書帖 万延元年11月~

郡方集談頭書扣帖 文久2年11月~

郡方諸取計同役集談頭書帖 文久4年正月

郡方 諸取計同 役集談頭書帖 慶応4年正月改

[御触書廻達帳 下西条組] 亥 文久3年)7月

御触書廻達帖 下西条組 文久4年正月
ほか元治元年分13冊

役方要用御触書抜 弐編(文政8年~嘉永2年)

役方要用御触書抜 三編(嘉永3年~慶応2年)

役方要用御触書抜 四編(慶応3年~明治4年)

要用御布令抜 五編(明治4年~明治5年)

吹寄青枯集 文久3年夏 写

役向要用記 全 嘉永5年春 写

安芸風土記

諸書類請取覚 慶応2年

[上西条組諸帳面等引渡目録] 慶応4年閏4月

賀茂郡上保田村諸帖面旧記類并村用諸道具書出帖
本控 天保4年3月

賀茂郡吉行村諸帳面旧記類并村用諸道具書出し帖
天保4年3月
ほか

上西条組村々諸役人御役成御賞等年月約帖
嘉永3年4月

賀茂郡村々役人役格書抜帖 安政4年

郡中村々御役替御役格御賞御紙面并關役達書等控
帳 万延元年8月

賀茂郡村々役人役格等被仰附年月書抜帖
慶応元年閏5月

[賀茂郡上保田村田畠名寄帳等綴]

賀茂郡上保田村田畠名寄せ帳 文化5年2月

賀茂郡上保田村田畠名寄せ水帳 文化5年2月

賀茂郡上保田村名寄せ水帳 文政9年9月

[賀茂郡上保田村惣百姓高帳綴] 享保~文政

賀茂郡上保田村惣百姓高帖
文政13年10月~天保3年

賀茂郡上保田村百姓人別高帖 天保8年11月

年々御法度向申渡候節受印集(上保田村)
文政9年~天保8年
ほか元治元年分まで13冊

御法度向申渡請印帳綴(市飯田村)嘉永2~5年
ほか文久4年分まで4冊

上保田村御年貢米津出し庭帖 文政10年9月

御年貢丸儀并小計取建帖 文政10年10月

賀茂郡上保田村餅米取立帳 文政10年10月

賀茂郡上保田村御年貢米津出庭帖
文政13年9月朔日~

賀茂郡上保田村御年貢米算用入別下札帖
文政13年10月

御年貢丸儀并小計取建帳 文政13年10月

[上保田村免割帳等綴] 文政13年

賀茂郡上保田村餅米取建帖 文政13年10月

[上保田村免割帳等綴] 天保3年

賀茂郡上保田村御年貢米津出庭帖
天保3年10月朔日~

賀茂郡上保田村御年貢米算用入別下札帖
天保3年11月

賀茂郡上保田村餅米取建帳 天保3年11月
ほか

期間中展示史料の入れ替えを行うことがあります。

平成11年度収蔵文書展 黒瀬町 平賀家文書展

発行 平成11年(1999)10月25日(pdf版発行 平成18年7月18日)

編集・発行 広島県立文書館(担当 長沢 洋)

広島市中区千田町三丁目7-47

TEL(082)245-8444 FAX(082)245-4541